

# 中期目標期間業務実績報告書

(第1期：平成13年4月1日～平成18年3月31日)

独立行政法人国立女性教育会館

## 目 次

中期目標期間（平成13年度～平成17年度）業務実績報告書について	1
独立行政法人国立女性教育会館の目標	2
I 中期目標の期間	3
II 業務の効率化に関する事項	3
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6
1 研修事業の充実	6
2 交流事業の充実	9
3 調査研究事業の充実	12
4 情報事業の充実	17
5 受入事業の充実	20
6 広報活動の充実	22
IV 財務内容の改善に関する事項	23
V その他業務運営に関する重要事項	24

参考資料

## 中期目標期間（平成13年度～平成17年度）業務実績報告書について

国立女性教育会館は、昭和52年に開館して以来、男女共同参画社会の実現を目指して国内外の女性関連施設や機関と連携を図りつつ、研修、調査研究、情報、交流の4つの機能に応じた事業を実施し、女性教育に関するナショナルセンターとしての役割を果たしてきた。

国立女性教育会館は、国の行政改革により平成13年4月に独立行政法人化され主務大臣である文部科学大臣より示された中期目標（平成13年4月から平成18年3月）に基づき中期計画を作成し、この計画に基づき年度計画を定め、業務運営を行ってきた。独立行政法人は、業務の透明性や自立的な業務運営を確保することとされており、事業年度毎の業務実績については、自己点検・評価を行うとともに文部科学省独立行政法人評価委員会において評価いただき、効果的・効率的な業務の遂行を図ってきたところである。

国立女性教育会館は、各地の女性団体等の要望・意見具申を反映して建設されたもので唯一の国立の女性教育施設であり、ナショナルセンターとして多くの女性団体活動の充実、発展に貢献してきた。

しかし、平成16年には、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等により平成16年度中に見直しの結論を得る対象法人として青少年教育施設との統合の方向性が提案され、その必要性が問われた。こうした中、全国各地の女性団体等から会館の単独存続の要望や強力な要請活動が行われた。その後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「独立行政法人国立女性教育会館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」について指摘がされた。これを受け、文部科学省は、この勧告の方向性に沿った「独立行政法人国立女性教育会館の主要な事務及び事業の改廃に関する方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案を作成し、平成16年12月24日の行政改革推進本部決定により見直し案が了解され、平成18年度から平成22年度までの次期中期目標期間も単独の法人として存続することが決定された。

このような状況を踏まえ、国立女性教育会館はナショナルセンターとして担うべき役割や存在意義の認知を広めるため、平成18年度から平成22年度までの第2期中期目標及び中期計画の策定も視野に、将来ビジョンを提示し、平成16年度から見直しの方向性に基づき、積極的な業務運営に当たってきたところである。

この報告書は、中期目標期間（平成13年度～17年度）の終了に当たり、目標期間中の業務実績の概要を中期目標及び計画の各項目毎にまとめたものである。

なお、各事業の詳細については、各年度毎の業務実績報告書に詳述している。

# 独立行政法人国立女性教育会館の中期目標期間業務実績報告書

## 独立行政法人通則法第33条に規定する報告書

中期目標（平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間）に従い、その目標を達成するために、以下のとおり事業を実施した。

### 中期目標

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題となっている。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠であり、その意識の涵養のために、教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

また、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための資質や能力の向上を図ることが必要であり、このため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する教育・学習機会の充実が求められている。

さらに、男女が相互に人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育が求められている。

このような中で、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性の資質・能力の向上や地位の向上に資する女性教育の振興を図り、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）に基づく男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進していく重要な役割を担っている。

このため、会館は、女性教育に関するナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関等と連携を図りつつ、次のような先駆的及び中核的拠点としての役割を果たしていく必要がある。

- （1）女性教育関係者の実践的な研修機関としての役割
- （2）女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関としての役割
- （3）女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとしての役割
- （4）女性教育に関する国際交流・協力機関としての役割
- （5）女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点としての役割

このような役割を果たすため、会館の中期目標は、以下のとおりとする。

### **中期計画**

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている。

このため、会館は、女性教育に関するナショナルセンターとして、会館の中期目標（平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間）に掲げられた役割を果たすため、業務の質の向上及び業務の効率化を目指し、特に次のようなことを実施していく必要がある。

- （1）女性教育関係者の実践的な研修機関として、女性のエンパワーメントの促進及び男女共同参画意識の涵養を図るための研修を実施し、女性教育指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、女性団体、女性関連施設等における女性教育に関する事業活動を促進する。
- （2）女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関として、男女共同参画社会の形成の促進に資する教育・学習プログラム及び教材の開発に関する調査研究を実施するとともに、その研究成果を普及・活用する。
- （3）女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとして、学習者のニーズに対応した女性情報システムの整備・充実を行うなど女性教育情報センター機能の充実を図るとともに、インターネットや衛星通信システムを活用した遠隔発信事業を実施する。
- （4）女性教育に関する国際交流・協力機関として、海外の女性情報に関する指導者等に対して研修事業を実施するとともに、国際交流事業を開催し、国際協力及び国際的な情報ネットワークの形成を促進する。
- （5）女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習活動の発表や情報交換などができる交流機会を提供し、女性団体・グループ等における女性教育に関する事業活動を促進する。
- （6）上記の業務の実施に当たっては、関係機関・団体等との連携・協力を推進する。

このため、中期目標の期間中における会館の中期計画は、以下のとおりとする。

## I 中期目標の期間

### **中期目標**

会館が実施する業務は、女性教育に関するモデル的な学習プログラムや教材の研究開発等の調査研究など、その成果を得るまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

## II 業務運営の効率化に関する事項

### **中期目標**

関係機関・団体等との連携・協力、外部委託の推進や業務運営の見直し等を通じ、経費の合理化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。

ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

## 中期計画

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置  
国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、中期目標期間中、毎事業年度1%の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

### 1 関係機関等との共催事業の開催

会館が実施する主催事業について、女性会館・女性センター等の女性関連施設・団体等と連携・協力して共催事業を毎年度企画・実施する。

### 2 男女共同参画社会の形成の促進に資する学習プログラムの共同開発

男女共同参画社会の形成の促進に資する少子高齢化、高度情報化、国際化等の社会の変化に対応した学習プログラムについて、女性会館・女性センター等の女性関連施設・団体と連携・協力して学習プログラムの共同開発を行う。

### 3 生涯学習関連機関等との女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築

#### (1) 女性関連施設データベースの共同構築

女性会館・女性センター等の女性関連施設と連携・協力して、5年間で200件の女性関連施設に関するデータベースの共同構築を行う。

#### (2) 高等教育機関における女性学関連科目データベースの共同構築

大学・短大等の高等教育機関と連携・協力して、5年間で100件の女性学関連科目に関するデータベースの共同構築を行う。

### 4 外部委託の推進

#### (1) 利用受付・案内業務

会館利用者に対する利用の受付・案内業務の外部委託化について検討を行い、平成14年度から試行し、平成15年度から実施する。

#### (2) 施設使用料収納業務

会館利用者に対する施設使用料の収納業務の外部委託化について検討を行い、平成16年度から試行し、平成17年度から実施する。

### 5 事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化

#### (1) 企画・事業運営分析機能の組織強化

法人組織として明確な方針の下に、事業が運営できるよう内部組織の見直しにより、企画、事業運営分析機能の強化を図る。

#### (2) 自己点検・評価及び外部有識者による評価体制の導入

業務運営に関して自己点検・評価及び外部評価を実施し、当該評価結果を反映した組織・業務運営を行う。

#### (3) 施設の有効利用の推進

施設の利用状況を調査するとともに、施設の有効利用のための計画を策定し、施設の有効利用の推進を図る。

毎事業年度とも業務の見直し等を図り、目標である1%を上回る効率化を図ることができた。

・各年度の経費の削減率

(単位：%)

年 度	13	14	15	16	17
削減率	1.94	1.03	1.08	1.01	1.14

### 1 関係機関等との共催事業の開催

外部の機関等へ積極的に働きかけたことにより、共催事業数は年々増加（平成1

3年度2事業に始まり、平成17年度は9事業)し、女性関連施設のみならず企業等との共催事業を実施することができ、経費の節減が図られた。

・共催事業による経費の合理化経年比較

(単位：千円)

	13	14	15	16	17	合計
国立女性教育会館地域センター	2,425	1,450	3,585	834	1,153	9,447
子育てネットワーク研究交流協議会	—	2,850	2,549	2,836	2,365	10,600
合計	2,425	4,300	6,134	3,670	3,518	20,047

## 2 男女共同参画社会の形成の促進に資する学習プログラムの共同開発

女性関連施設等との連携によりプログラム開発を行い、各地域のニーズや特性を活かしたプログラムを開発することができた。また、調査研究により共同開発したプログラムを研修事業（キャリア形成支援推進セミナー等）で活用するなど、事業間連携も図った。

## 3 生涯学習関連機関等との女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築

女性関連施設データベースの共同構築については、平成13年度の25施設に始まり、その後着実に施設数を増やし平成17年度は、203施設の協力を得てデータベースを共同構築した。また、高等教育機関における女性学関連科目データベースの共同構築については、平成13年度の8機関に始まり、平成17年度は目標値の3倍を超える344の高等教育機関の協力を得てデータベースを共同構築し、経費の節減（2,592千円）を図った。

## 4 外部委託の推進

中期計画に掲げる外部委託（案内・受付業務（本館、研修棟）及び施設使用料収納業務）を実施し、経費の節減（9,971千円）に努めた。

## 5 事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化

独立行政法人の特性を活かし、柔軟に業務運営の効率化を図るため、計画的に企画・事業運営分析機能の強化に向けて管理・事業運営を行う組織を以下の内容の見直しを行った。

- ①研究国際室の設置及び研究員・客員研究員の増員
- ②組織運営の企画分析担当の専門官の配置
- ③事業及び組織運営の総合調整担当の事務局長配置
- ④利用促進担当専門官の配置 など

また、平成13年度から「自己点検・評価委員会」を設置し、各年度毎に実施した業務について自己点検・評価を行い、次年度以降の業務へ反映した。また、平成13年度～平成15年度について外部評価を実施し、この評価の指摘を受けて広報活動の改善を図るなど、業務運営の見直しを図った。

さらに、宿泊棟の談話室を夜間利用可能なミーティングルームへの改装工事や宿

泊A棟内でのインターネット接続環境を整備するなど利用者のニーズに合った施設の有効利用を推進した。

### Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 研修事業の充実

##### **中期目標**

(1) 男女共同参画及び女性の自発的学習を促進するため、全国の女性教育指導者その他女性教育関係者に対して研修を実施し、指導者としての資質・能力の向上及び女性団体、女性関連施設等における女性教育に関する事業活動の促進を図る。

##### **中期計画**

- (1) 女性のエンパワーメント（自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること。）の促進を図るため、女性教育指導者等を対象に、女性教育・家庭教育に関する事業の企画・立案及び団体・グループ等の活動の推進に必要な専門的知識・技術の習得などを図る研修事業を毎年度実施する。
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援を図るため、家庭教育指導者等を対象に、男女が共に担う子育て及び地域活動への参加促進、子育て不安の解消などを図る研修事業を毎年度実施する。
- (3) 男女共同参画の意識を高めるため、女性教育指導者等を対象に、男女平等に関する教育の充実や地域の課題解決に向けた実践的な研修事業を毎年度実施する。
- (4) 女性会館・女性センター等女性関連施設の職員としての資質・能力の向上を図るため、事業の企画・運営等に必要な知識・技術を身につける研修事業を毎年度実施する。

研修事業はナショナルセンターとしての会館の中核をなす事業であり、中期目標にある男女共同参画及び女性の自発的学習を促進するため、

①女性教育の指導者を対象とした、女性のエンパワーメントの促進を図るための「女性のエンパワーメント支援セミナー」

②家庭教育指導者を対象とした、男女共同参画の視点に立った家庭教育支援を図るための「子育てネットワーク研究交流協議会」をはじめとする研修

③女性教育の指導者を対象とした男女共同参画の意識を高めるための男女平等教育の充実や地域課題の解決に向けた「男女共同参画学習推進フォーラム」「キャリア形成支援推進セミナー」をはじめとする研修

④女性関連施設の職員を対象として、資質・能力の向上を図るための「女性関連施設管理職セミナー」をはじめとする研修等、延べ12事業を実施し、男女共同参画及び女性教育の課題解決に向けた専門的知識・技術の習得や子育て及び地域活動への参画の促進を図った。

また、中期目標には定められていなかった研修についても、「女性のチャレンジアドバイザー等研修」（平成17年度）、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」（平成17年度）、「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」（平成17年



度)等、男女共同参画社会の形成に資する有用な事業については、積極的に実施した。

研修事業の企画・実施にあたっては、一般を対象というよりも、研修成果の普及が期待できる管理職や団体・グループのリーダー等に焦点化した研修を実施することで、指導者としての資質・能力の向上を図った。例えば、女性関連施設等職員研修は、平成15年度までは職員コースと館長コースに分けていたが、平成16年度からは女性関連施設管理職セミナーとして地方の女性関連施設の管理職に限定し、施設の管理・運営に関するマネジメントの向上や市民との協働をめざした研修内容とした。また、「女性のエンパワーメント支援セミナー」は、女性の地域への参画力を高める事業の企画力を身につける研修内容としたこと等により、指導者としての資質・能力の向上や地域の女性団体・グループの活動の促進に役立つものとして参加者から非常に高い評価を得ている。

「子育てサークル交流支援研究協議会」「女性関連施設相談担当者実務研修」「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」「女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修」など研修の対象者を明確にすることで女性団体、女性関連施設等のニーズにより的確に答えることができ、それらの組織における女性教育に関する事業活動の促進を行った。

#### **中期目標**

(2) 国際的規模での男女共同参画社会の形成に資するため、海外の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者等に対する研修事業の充実を図り、国際協力の推進を図る。

#### **中期計画**

(5) アジア・太平洋地域における政府機関及びNGOの女性情報に関する指導者の育成及びそのネットワークの形成の促進を図るため、情報処理・活用に関する知識及び技術の習得などを図る研修事業を毎年度実施する。

海外の女性教育関係機関及びNGOの指導者等に対して、国際情報処理研修や女性の教育推進セミナー（JICA受託）を実施した。

平成13年～平成17年の5年間、日本を含むアジア太平洋諸国の44カ国の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者を対象に「国際女性情報処理研修」を実施した。この間の参加者は35カ国から145人で、応募倍率は平均284%、アンケートの満足度は96%と非常に評価の高い研修となった。5年の間にICTの環境は大きく進展し、平成13年度の演習はWord、Excel等の基礎であったのが、平成17年度は、Webページ作成による情報発信が中心となるなど、その時々にも求められる技術の習得と情報発信、女性情報に関する講義などのプログラムとし

た。平成15年度からは、修了生によるメーリング・リストを設け、継続してネットワークを活用した情報交換を行っている。各国のICT環境の向上により、平成17年度で情報処理に特化したこの研修は終了することとしたが、アジア太平洋地域、開発途上国の女性教育等に関する指導者の養成はナショナルセンターとして引き続き取り組むべき重要な事業であることから、今後も女性教育関連政府機関及びNGOの指導者を対象とした、研修の実施を予定している。

平成13年～平成17年の5年間、国際協力機構から委託され、海外の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者を対象とした「女性の教育推進セミナー」を実施した（対象国はJICAが決定）。研修後の満足度は毎年100%と非常に高く、プログラムの理解度、帰国後の仕事への活用度への評価も高く、開発途上国の教育達成度における男女格差是正のための政策の立案、実施に役立つプログラムを提供し、女性教育分野における国際協力及びネットワークの推進を図ったといえる。

この研修は平成17年度で5年計画の最終年度を終えたが、平成18年度からも同様の研修目的で新たに5年間の継続を目標に研修を実施することが予定されている。

また、ジェンダー統計の研究成果を活用した新たな国際研修として国別研修「カンボジア・ジェンダー統計の分析」を平成16年度より実施し、国際協力に資する研修の拡大を図った。

#### **中期目標**

(3) 会館が主催または共催する研修事業に参加した者のうち、毎年度平均で80%以上（任意抽出調査）が研修事業に満足し、研修効果が高まるよう、参加者のニーズに対応した研修内容・方法の充実を図る。

#### **中期計画**

(6) 研修効果を高めるため、参加者の研修事業に対するアンケート調査等により、その満足度を調査・分析し、その成果を研修事業の内容・方法に反映する。

会館が主催・共催した研修事業において、地方での開催事業も含め80%以上の定員の充足を得ることができ、参加者の研修に対する満足度も高く、多くの事業で90%以上を達成することができた。

研修方法については、研修参加者が満足し、高い研修効果を得ることができるよう、例えば、「女性のエンパワーメント支援セミナー」「キャリア形成推進支援セミナー」等では参加者の学習意欲を高め、積極的に研修に参加できるよう所属別・経験年数別のグループ分けやグループ討議等、参加型の学習方法を中心に研修を進

めた。また、女性関連施設の役職員を対象とした研修では、例えば、管理職・職員のコース別の研修プログラムを用意するなど工夫をした。

研修内容については、国の政策と密接に結びついた「女性のキャリア形成支援」「女性のチャレンジ支援」「配偶者からの暴力」「子育てネットワーク」等を取り上げている。また、最終年度には総務省評価委員会等の「勧告の方向性」に対する見直し案の内容を先取りして、研修内容として取り上げた。研修成果の仕事や活動への活用状況についてもフォローアップ調査によると各研修の80%～90%が日頃の仕事や活動に活かしていると答えている。研修を通して国の政策課題が地域に広がり、地域課題として各地で取り組まれてきていることがうかがえる。

また、アンケート調査等を分析し、次年度の研修のテーマや研修内容・方法に反映できるよう参加者のニーズの把握に努めた。今後は、研修の成果をさらに発展させるための成果活用プランやアンケートの内容をさらに工夫し、研修参加者の期待に応えていきたい。

## 2 交流事業の充実

### 中期目標

- (1) 女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習活動の発表や情報交換などができるよう交流機会の充実を図り、女性団体・グループ等における女性教育に関する事業活動の促進を図る。

### 中期計画

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた研究、教育、実践活動を行っている団体・グループ等が多様なテーマによるワークショップ(100程度)を企画運営できる交流事業を毎年度実施し、女性のエンパワーメントと女性の人権の確立に資する活動の推進及びネットワーク形成の促進を図る。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた多様な学習活動を展開している地域の女性教育関係団体関係者を対象に、日頃の学習成果の報告、実践活動の発表、情報交換などを行う全国的な交流事業を毎年度実施し、団体の学習活動の推進及びネットワーク形成の促進を図る。
- (3) 国際的な女性のエンパワーメントの促進に資するため、世界各国の女性の教育問題等に関して、国際的視野からの研究協議及び交流を行う「国際フォーラム」を毎年度実施し、国際的な情報ネットワーク形成の促進を図る。

全国規模の交流事業として「女性学・ジェンダー研究フォーラム」と「全国交流フェスティバル」を実施した。全国の女性団体・グループのネットワーク作りの拠点としての場を提供し、交流機会の充実を図った。特に「女性学・ジェンダー研究フォーラム」は、地域の女性関連施設職員、女性団体・グループ間の情報交流のみならず研究者、教育関係者との交流を特色としており、日頃の活動の成果を持ち寄ってワークショップを企画運営し、さまざまな課題解決に向けての意見交換・情報交換を行う女性のエンパワーメントの拠点として高い評価を得ている。毎年1, 5

00名を超える多様で幅広い参加者と100件を超える自主企画ワークショップの応募を得、全国の女性団体・グループの交流、ネットワークの形成に寄与することができた。

なお、男女共同参画社会の形成に向け、各地のさまざまな女性団体・グループ間での連携を図るため、平成16年度から「女性学・ジェンダー研究フォーラム」と「全国交流フェスティバル」を統合し、「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」として実施してきた。

今後は、これまでのフォーラムの参加者でつくられたネットワーク等や参加者のアンケート、交流成果の活用事例等をもとに内容・方法を含め実施方法等について検討する必要がある。

国際的な交流事業として、平成13年度から3年計画で「女性情報のグローバルなネットワークをめざして」をテーマに「女性情報国際フォーラム」を実施し、情報化社会の進展に伴って、女性のエンパワーメントをどのように促進していくかについて国際的視野からの研究協議を行った。毎年内容を深めるとともに、国内外の専門家と、「国際女性情報処理研修」の研修生が全プログラムに参加して意見交換することにより、女性情報に関するネットワークの形成の促進を図ることができた。

平成16年度には「女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」の研究成果をもとに「女性の生涯学習国際フォーラム」を実施し、日本、韓国、アメリカ、ノルウェーの4カ国比較調査から各国で生涯学習が女性のエンパワーメントをどのように促進しているのかについて、研究報告・協議を行った。調査研究事業の成果を交流事業に生かし、生涯学習を中心とした女性教育に関するネットワークの構築を図ることができた。

平成17年度は新しい課題である「災害と女性のエンパワーメント」をテーマに「女性の学習国際フォーラム」を実施し、女性のエンパワーメントの視点から防災・減災・復興及び支援の方法について、国内外からの専門家と「国際女性情報処理研修生」を含めた参加者双方が議論を深めた。国際的に重要な「災害と女性」という新たな課題に関する問題を共有し、女性教育や男女共同参画に携わる参加者間のみならず、防災や復興支援に関わる分野の人々とのネットワークの形成を図ることの重要性を明らかにすることができた。

中期目標期間中、女性教育に関する多様なテーマを取り上げた「国際フォーラム」には38カ国から119人の外国人参加者を得、国内外の専門家や女性リーダーなどが女性のエンパワーメント促進について考え、意見・情報交換できる場を提供することで国際的な交流の拠点としてネットワークの形成に寄与することができた。

### **中期目標**

(2) 会館が主催または共催する交流事業に参加した者のうち、毎年度平均で80%以上(任意抽出調査)が交流事業に満足し、交流事業の効果が高まるよう、参加者のニーズに対応した研修内容・方法の充実を図る。

### **中期計画**

(4) 交流事業の効果を高めるため、参加者の交流事業に対するアンケート調査等により、その満足度を調査・分析し、その成果を交流事業の内容・方法に反映する。

会館が主催・共催した交流事業の参加者の満足度は高く、ほとんどの交流事業で平均90%以上を達成した。

全国規模の交流事業では、多様な交流参加者のニーズに応え、効果的な交流の場を提供するため、主催者提供プログラム、企画委員によるワークショップなど会館が提供するものと、参加者募集形式による自主企画ワークショップを施設提供プログラムというように分けるなど交流方法を常に工夫した。交流事業の中で情報のひろばの開設、多様な募集ワークショップの提供などにより、男女共同参画や女性学等の最新情報を提供し交流内容の充実を図った。

参加者が相互に活動成果を発表したり、情報交換を行うことにより、団体・グループ同士の交流を通じたネットワークづくりに貢献することができた。

国際的な交流事業として、「女性情報国際フォーラム」では各年度ごとにサブテーマを設定し、参加者が交流を通じて議論を深めるとともに、分科会のまとめを配布するなど問題意識共有のための工夫を行った。研究成果を踏まえて実施した「女性の生涯学習国際フォーラム」は、全体フォーラムと国別分科会を行い、各国の状況を詳しく把握できるようにした。「女性の学習国際フォーラム」は、プレナリーセッションにおいて問題意識を共有し、分科会では各自の考えを深化させ、さらにシンポジウムで全体として考えをまとめていく流れをとるなどプログラムの展開を工夫した。

また、国際フォーラムには、「国際女性情報処理研修」の研修生も参加することによって、参加各国の最新の状況についての情報交換・交流を効果的に行うとともに、研修成果のポスターセッションを合わせて行うなど、フォーラム参加者と研修生の交流機会の充実を図った。

### 3 調査研究事業の充実

#### 中期目標

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に資するため、専門的な研究課題の明確化を図り、その課題を解決するために有効な学習プログラムや教材の研究開発等に関する調査研究事業の充実を図る。

具体的には、特に、少子高齢化、高度情報化等社会の変化に対応した学習プログラム・教材の開発、男女共同参画の視点からの女性教育・家庭教育の内容と方法に関する調査研究及び女性情報に関する調査研究を進める。

調査研究の実施に当たっては、全国の女性関連施設、生涯学習関連施設・機関等の調査研究の状況を踏まえ、これらとの連携・協力を図る。

#### 中期計画

- (1) 少子高齢化、高度情報化等の社会の変化に対応した学習プログラム・教材の開発に関する調査研究として、「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」、「ジェンダー統計に関する調査研究」を実施する。
- ① 「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」は、高齢期における豊かなライフスタイルの実現に向けた男女共同参画に関する学習を促進するため、男女共同参画の視点に立った高齢男女の生活と意識に関する調査研究を行い、高齢社会における家族等をテーマとした学習プログラムを平成13年度までに開発する。
  - ② 「ジェンダー統計に関する調査研究」は、国内外で作成されている統計データを男女共同参画の視点から調査分析し、女性の現状を客観的に把握することができる統計資料を平成17年度までに作成する。
- (2) 男女共同参画の視点からの女性教育及び家庭教育の内容と方法に関する調査研究として、「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」、「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」を実施する。
- ① 「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」は、女性の生涯学習の実態について男女共同参画の視点からの解明及び国際比較を行い、生涯学習としての女性のエンパワーメント達成に有効な学習プログラムを平成14年度までに開発する。
  - ② 「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」は、男女共同参画社会の形成に必要な基礎知識や学習支援方法について調査研究を行い、その成果をまとめ、家庭教育を支援する者向けの学習プログラム及び学習教材を平成13年度までに開発する。
- (3) 女性情報に関する調査研究として、「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」、「女性教育シソーラスに関する調査研究」などを実施する。
- ① 「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」は、高等教育機関における女性学関連分野の教育・研究動向を調査し、その成果を踏まえて平成13年度までに報告書を作成するとともに、データベース化を図る。
  - ② 「女性教育シソーラスに関する調査研究」は、情報機能の充実を図るため、女性教育関連用語の新しい概念構造を体系化し、それに基づいた女性教育シソーラスを平成13年度までに作成する。
  - ③ 「女性教育のための衛星通信システム等プログラム発信事業に関する調査研究」は、衛星通信システムやインターネットを介したビデオ・オン・デマンド方式等による情報発信事業の在り方等について調査研究し、遠隔情報発信に適切な教育・学習プログラムを平成17年度までに開発する。

平成13年度から「女性と男性の統計データ」をテーマとする調査研究を継続的

に実施するとともに、女性のエンパワーメントのための「女性の生涯学習」をテーマとした研究を実施した。喫緊の課題としては「女性のキャリア形成支援」、「子育てサークル・ネットワーク」等の政策課題に関する調査研究を実施した。

また、人身取引という新たな課題に関する調査研究にも着手した。調査研究の成果は報告書だけではなく、ブックレット、ハンドブック、リーフレット等学習教材として活用することができる汎用性をもった形にまとめ、学習プログラムの開発につなげた。学習プログラムの開発のために地域の女性関連施設と連携した実験プログラムを実施するなど実践に裏打ちされた調査研究を実施したといえる。

専門的な調査研究として、平成11年度～平成13年度の「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」では高齢社会に向けての学習課題を明確化し、そのための学習プログラムを開発するとともに教材としてブックレットを作成した。

また、平成13年度～平成14年度に「ジェンダー統計に関する調査研究」、平成15年度～平成17年度「女性と男性に関する統計の調査研究」を実施した。政府が出している関連統計の評価・分析によって日本の女性と男性に関する統計の現状を明らかにし、その上でデータの提供方法に関する検討を行った。教材となる簡易版データ集をリーフレット、詳細版データ集をハンドブックとして作成し、併せてデータベース「女性と男性に関する統計データベース」を見直すことによって女性と男性に関する統計を総合的に提供するという成果を上げることができた。

「生涯学習の活用と女性のキャリア形成に関する調査研究」は、「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」（平成15年4月25日文部科学省生涯学習政策局長決定）の第1次、第2次報告の要請により開始した新たな課題に対応する調査研究である。様々な分野で活躍している女性の事例から女性のキャリア形成の特徴を探り、女性のキャリア支援に必要な支援を明らかにし、そのためのプログラムを開発した。プログラム開発に当たっては地域の女性関連施設と連携した実験プログラムを実施し、効果的なプログラム開発を行った。

女性の生涯学習をテーマとした調査研究は、平成13年度～平成14年度の「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」、平成13年度～平成16年度の「女性の学習関心と学習行動に関する調査研究」であり、それぞれ日韓比較、4カ国比較（日本、韓国、アメリカ、ノルウェー）の国際比較調査によって女性の生涯学習の比較調査を実施し、プログラム開発の提案をまとめた。

子育てサークルやネットワークについては平成14年度～平成15年度に「子育てサークル等支援に関する調査研究」、平成14年度に「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供のあり方に関する調査研究」（文部科学省委託事業）、平成15年度に「家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究」（文部科学省委託事業）を実施しデータベース、ブックレットを

作成した。また平成16年度～平成17年度には「家庭教育に関する国際比較調査」（日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデン）を実施し日本の家庭教育の特徴と課題の明確化を図っており、成果の公表、活用を積極的に進めた。家庭教育の国際比較調査は平成5年度～6年度に実施されているが、社会の変化に対応した新たなデータが必要とされていることから取り組んだものである。

調査研究に当たっては、特に、少子高齢化、高度情報化等社会の変化への対応、男女共同参画の視点から女性教育及び家庭教育への対応、女性情報など専門的な研究課題の明確化を図った。

まず、女性情報については、「高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究」により、平成13年度は、1,223の高等教育機関における女性学関連分野の教育・研究動向を調査した。609機関から2,456科目の回答を得、その結果は『高等教育機関における女性学・ジェンダー論関連科目に関する調査報告書』（610ページ）として刊行するとともに、データベースとして公開した。データベースは以降毎年更新を続けており、Web上で更新できる共同構築方式としたこともあり、データは毎年ほぼ3,000件超が登録され、年7,500件以上のアクセスがあり、国内高等教育機関の女性学・ジェンダー論を把握する有用なものとして使われている。

次に、「女性及び家族に関する統計データベースに関する調査研究」において、平成14年度は、それまでのデータベースの調査、分析を行い、「ジェンダー統計に関する調査研究」の検討結果も踏まえ、大幅なデータベースの改良を図った。検索画面では、利用者にわかりやすく（ユーザー・フレンドリー）するために、表名、件名のほかにも出典等すべての語句を検索対象とし、分野についてもそれまでの12分野を11分野に変更した。また、政府統計機関のウェブサイトや、海外のジェンダー統計サイトのリンク集を設けた。その結果、アクセス件数は、平成14年度の6,616件から、平成17年には24,955件に大幅に増加するなど、利用者の利便性の向上につながった。

「女性教育シソーラスに関する調査研究」は、1990年の『婦人教育シソーラス 第2版』の刊行後、男女共同参画基本法制定、国連特別総会「女性2000年会議」の開催等の国内外の動向に加えて、女性学・ジェンダー関連の研究、地域における男女共同参画をめぐる取組の多様化等により、新しい用語の出現に対応する新しいシソーラスが求められてきた。平成12年度～平成13年度の「女性教育シソーラスに関する調査研究」では、平成12年度に検討した14のカテゴリーに基づき、平成13年度は用語の収集・選択・階層化の検討を行い、新たに『女性情報シソーラス』を刊行するとともに、ホームページ上にも公開した。さらに、WinetCASSの全データベースに組込んだことにより、データベース検索の効率、精度を大幅に上げることに繋がった。



会館に新たに女性アーカイブセンターを開設することを前提として、平成17年度から「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」を開始した。平成17年度は、女性アーカイブセンターのコンセプト、資・史料の収集方針及び範囲について検討するとともに、全国の教育委員会、女性関連施設、文書館、都道府県立図書館等3,185機関を対象に、「女性関係資・史料所在調査」を実施し、1,911機関から得られた回答を分析した。今後は、資・史料の収集方針及び範囲について定め、収集及びデータベース化に着手する予定である。

さらに平成15年度から3年計画で、女性のキャリア形成支援に関する調査研究に取り組み、その調査研究の成果をもとに、普及を図るための効果的な情報提供のあり方を検討する「多様なキャリア形成を支援するための情報提供システムに関する調査研究」を平成17年度に行い、「女性のキャリア形成支援サイト」を構築・公開した。情報提供に当たっては、平成15年度～平成16年度に実施した「女性教育のための衛星通信システム等プログラム発信事業に関する調査」の結果を踏まえ、インターネットにより発信することとした。このサイトでは、女性がさまざまな新しい分野へチャレンジし、生涯にわたり、主体的に選択しながらキャリアを形成していくため、多様なロールモデル、キャリア形成のための学習支援情報、及び関連情報を提供している。

今後も社会の要請を的確に捉え、女性教育・家庭教育の新たな課題に対応した調査研究を迅速に進め、研修、情報事業と連携して展開するとともに、女性関連施設等と協力し、より有効で活用しやすいプログラムや教材の開発を一層進めていくことが課題である。

#### **中期目標**

(2) 国内外の研究機関との共同研究を推進し、調査研究内容の充実を図る。

#### **中期計画**

(4) 国内外の研究機関との共同研究として、女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査・研究を平成13年度から実施し、その成果を踏まえて、女性の社会参画に向けた知識・技術の習得のための学習プログラムを平成17年度までに開発する。

「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」（平成13年度～平成16年度）は韓国女性開発院との共同研究、また「女性の学習関心と学習行動に関する調査研究」は韓国の梨花女子大学、アメリカのニューロシェルカレッジ、ウィスコンシン州立大学、ノルウェーの成人教育協会との共同研究として実施した。研究成果をもとに日本と韓国でシンポジウムやフォーラムを実施し、プログラムの留意点をまとめキャリア支援セミナーのプログラム開発に活用してい

る。こうしたフォーラムによって、成果を公開することにより双方の研究の充実を図ることができた。

このような共同研究をより充実させていくために、国内外の大学や研究機関との相互協定を結ぶ等によって継続的に情報交換や研究会を行いながら、共通のテーマに沿って共同研究を進めていくことが今後の課題である。また研究機関や大学だけではなく女性関連施設とさらに協力して実践的な研究を進めることが必要である。

#### **中期目標**

(3) 調査研究の成果を広く一般に普及するとともに、その成果の活用の促進を図る。

#### **中期計画**

(5) 調査研究の成果を広く一般に普及するため、研究紀要、調査研究報告書等を刊行するとともに、学習教材を広く提供する。また、その成果を公開シンポジウム等で発表するなど各種主催・共催事業に活用する。

調査研究の成果を広く一般に普及するために、研究紀要、調査研究報告書を作成した。また、ブックレット、ハンドブック、リーフレット等は、廉価で販売するとともに会館主催の研修事業や実験プログラム等で活用した。研究成果は紙媒体だけでなくHPに掲載し、データベース化するなどして活用の促進に努めた。

具体的には、毎年刊行している「研究紀要」をPDFファイルでHPに掲載するとともに、国立情報学研究所(NII)の論文情報ナビゲータで検索できるようにするなど普及方法の充実を図った。

調査研究の成果をもとに関係省庁、女性関連施設や国際機関等との共催のシンポジウムやフォーラムを開催し研究成果の普及に努めた。公開シンポジウムやフォーラムは盛況で、特に平成17年度に国連大学で実施した人身取引に関する国際シンポジウムは定員をはるかにこえる応募があり、参加者からも多くの質問が出されるなど、研究課題についての関心を喚起する方策としても有効であった。また、このシンポジウムを通して国連機関とのネットワークの構築が進められた。

また、作成した「男女共同参画統計データブック2003」は初版が売り切れ、その後再版された。ニーズが高かったために中期計画中に内容を大幅に見直した「男女共同参画統計データブック2006」を刊行することができた。また「女性と男性の統計データベース」は政府統計の総合窓口である統計データ・ポータルサイト(総務省統計局)のトップページに府省等統計データベースとして紹介されている。こうした活動が認められ、一例として日本統計協会から「統計に関する活動への積極的な取組みを奨励し、わが国の統計の進歩発展に寄与する」ための「統計奨励賞」

が授与されている。

今後、調査研究の成果をさらに普及させ、活用するためにはユーザーフレンドリーな教材をニーズに応じた様々な形で提供するとともに、関係機関や団体との連携・協力を進めていくことが必要である。

また、報告書の刊行後の質問紙調査のデータについては、個人情報に配慮しつつ、多くの研究者がデータ分析できる二次利用の活用方法を検討する必要がある。

### **中期目標**

(4) 調査研究体制の整備・充実を図る。

#### **中期計画**

(6) 調査研究体制の整備・充実を図る。

- ① 平成13年度から客員研究員の拡充を図るとともに、平成17年度から研究課題の公募制等を導入する。
- ② 科学研究費補助金等の外部資金を積極的に活用する。

平成14年11月に新たに研究国際室（研究員3名及び国際企画係）を設置、また、事業課、情報課、研究国際室に計画的に客員研究員を配置し、研究体制の充実を図った。

平成17年度には、女性関連施設の抱える新たな課題を探り、その解決策について研究を行うため研究課題の公募を行った。応募された課題については今後の調査研究に反映する予定である。

中期目標期間中に科学研究費補助金について5件（15,400千円）、受託事業について14件（49,517千円）導入し、外部資金の活用を図った。

## 4 情報事業の充実

### **中期目標**

(1) 男女共同参画社会の形成及び女性の多様な学習に必要な女性、家庭・家族に関する国内外の情報の収集・整理・提供を推進するため、女性教育情報センター機能の充実を図る。

#### **中期計画**

(1) 女性及び家庭・家族に関する分野における国内外の情報資料（図書、地方行政資料、逐次刊行物等）を計画的に収集・整理し、広く利用者に提供するとともに、レファレンスサービス（毎年度1,000件）、文献複写サービス（毎年度150件）などによる情報提供の充実を図る。

(2) 女性関連施設等における情報活用方法、情報機能の連携の在り方等について研究協議を毎年度行い、各施設・職員間の情報ネットワークの形成の促進を図る。

女性教育情報センターで収集の国内外の図書については、計画的に毎年3,000冊超の収集を行い、平成17年度末の蔵書は105,507冊に達した。また、新聞記事クリッピングは全国紙の採録を館内で行うこととしたこと、近年少子化問題等の関連記事が増えたことにより、年間の採録数が増え平成17年度末には198,051件に達した。レファレンスサービスについては、平均1,032件と、概ね1,000件で推移している。平成11年1月に各種データベースをホームページ上に公開するとともに、毎年その改良を重ねることで、所蔵調査等の単純な調査依頼が減少したことによりレファレンス件数については大幅な増加は見られなかった。一方、文献複写サービスについては、平成13年度の136件から平成17年度には865件と6.4倍に増加した。理由としては、平成16年度に国立情報学研究所の「文献複写等料金相殺サービス」に参加したこと、さらに平成18年3月には「文献複写Web申込サービス」を開始したことにより、申込み方法、料金の支払い方法の大幅な簡略化を図った。

平成11年から実施した「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」については、平成15年度からは統一テーマを掲げ、更に内容の焦点化を図った。各年のテーマは、平成15年度「情報からの事業支援」、平成16年度「市民活動への情報支援」、平成17年度「男女共同参画の社会資源としての情報事業」で、毎年参加者満足度は98%と、非常に高く、全国の女性関連施設の情報担当者にとって女性情報のナショナルセンターの役割を果たした事業であった。

### 中期目標

(2) 女性及び家庭・家族に関する情報について、平成17年度までに28万件をデータベース化し、利用者が必要とする情報をより効率的かつ的確に提供することができる女性情報システムを構築するとともに、会館ホームページへのアクセス件数について、平成17年度に20万件を達成するよう、情報提供サービスの充実を図る。

### 中期計画

(3) 女性情報システムの構築・充実

- ① 女性情報関連のデータベース群、ホームページ等を合わせて一挙に検索することができる「女性情報CASS」と、国内外の女性情報に関するホームページを横断的に検索することができる「女性情報HP-CASS」の整備・充実を図る。
- ② 女性関連施設のデータベースの整備・充実のため、情報提供施設自身等によるデータ更新により、迅速で正確な入力・更新を平成17年度までに450件実施する。
- ③ 高等教育機関における女性学関連科目データベースの整備・充実のため、情報提供機関自身等によるデータ更新により、迅速で正確な入力・更新を平成17年度までに950件実施する。
- ④ 女性の状況を把握する上で重要な550件の統計データベースの整備・充実を平成1

7年度までに実施する。

⑤ 男女共同参画社会の形成に関する分野の有識者の人物データベースを整備するための調査、検討を行う。

(4) 家庭教育に関する支援団体や関係機関からの情報提供（インターネットによる掲示板形式）を平成14年度までに整備し、双方向の情報発信の充実を図る。

WinetCASS（女性情報横断検索システム）のデータベース件数は、平成15年度には目標値の28万件を達成し、17年度には362,949件と13年度（241,637件）の1.5倍に増加した。特に、文献情報データベースについては、遡及入力を完了し、全ての資料がインターネットにより検索可能となった。また、「女性情報シソーラス」をWinetCASSに組み込むことにより、検索の効率と精度を高めた。また、近年のIT環境の進展とますます増大する情報量に対応するため、より使い易く信頼性の高い女性情報のポータルが必要との観点から、「女性情報ポータル再構築プロジェクト」（平成16年度～平成17年度）の検討を経て、平成17年度末には「女性情報ポータルWinet」を再構築し、18年4月に公開した。

女性関連施設のデータベース更新件数は、平成13年度の694件から平成17年度の2,100件と、3倍に増加し、目標を大きく上回った。共同構築については、平成13年度の25施設に始まり、その後着実に施設数を増やし、平成17年度は、203施設と目標を達成した。

女性学・ジェンダー論関連科目データベースの更新件数は、平成13年度の2,572件から平成17年度の3,870件と、1.5倍に増加し、目標を大きく上回った。共同構築については、平成13年度の8機関に始まり、平成17年度は目標値の3倍を越す344の高等教育機関の協力が得られた。

女性の状況を把握する上で重要な550件の統計表について、統計が発表される都度データを追加、更新し最新の情報を提供した。

男女共同参画社会推進のための事業企画、また施策の実施に際して参考となるよう、人材の情報提供を目的とした「男女共同参画人材情報データベース」434件を平成18年3月に公開した。掲載データは、会館の昭和63年度以降の各種事業における講師、委員等の方々約1,100名の内、承諾を得られた方計434名の、了承を得た項目である。

平成14年度文部科学省委託事業として実施した「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供の在り方に関する調査研究」の成果として「子育てネットワーク等子育て支援団体・教育委員会データベース」を公開し、その中に「掲示板」を設置し双方向の情報発信のシステムを設けた。その後、平成17年度には都道府県における子育て支援情報の提供状況の調査を行った。その結果、地方にお

いてもインターネット上で地域のグループ情報、掲示板、質問箱等、情報の充実が図られており、会館の先駆的・モデル的役割は果たしたとの判断に至ったため、掲示板は閉鎖し、今後は、「女性情報ポータル」において、それら各地の情報への道案内を行うこととした。

このように利用者が必要とする情報をより効率的で的確に提供できる女性情報システムを構築したことにより、会館ホームページへのアクセス件数は増加し、平成15年度には目標値の20万件を達成し、平成17年度には362,900件となった。

#### **中期目標**

(3) 学習者の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応するため、インターネットや衛星通信システムを活用した遠隔発信事業の充実を図る。

#### **中期計画**

(5) 遠隔情報発信事業の実施

- ① 学習プログラムのより多くの人々への普及を図るために、インターネットによる24時間ビデオ オン デマンド(VDO)方式で各種プログラム発信事業を平成13年度から試行的に行い、平成17年度までに実施する。
- ② 学習プログラムのより多くの人々への普及を図るために、衛星通信システムによる各種プログラム発信事業を平成13年度から試行的に行い、平成17年度までに実施する。

会館が企画・実施した研修プログラムをインターネットや衛星通信システムを用いて発信することを目標年度どおり平成13年度から試行した。

具体的には、会館ホームページで24時間ビデオ・オン・デマンドシステムにより主催事業の一部の講座等について情報発信(5年間で38件)し、衛星通信システム(エル・ネット)を活用した遠隔発信事業(双方向通信を含む)を毎年実施した。地方の女性関連施設では開催が難しい国際フォーラムを中心に発信するなど工夫したが、女性関連施設には受信設備を用意しているところも少なく、配置場所も限定されていることや費用対効果の観点から平成18年度以降は実施しないこととした。

## 5 受入事業の充実

#### **中期目標**

(1) 会館を利用した団体・個人等のうち、毎年度平均70%以上(任意抽出調査)が利用に対して満足するよう、各種サービスの質的向上を図る。

#### **中期計画**

(1) 会館利用に関するわかりやすい案内書等を平成13年度までに作成・配布するとともに、

会館利用者に対する学習プログラム等に関する相談（毎年度2,000件）や学習に必要な情報提供（毎年度1000件）の充実を図る。

- (2) 施設の夜間利用を進め、女性教育情報センターについては、平成13年度から夏期の金・土曜日は21時まで、研修施設については、平成15年度から原則21時まで延長する。
- (3) ホームページ等を活用した会館の事業情報・施設情報及びデータベースの情報提供サービスの充実を図る。

会館職員による利用団体への情報提供（毎年1000件を越す）を積極的に実施しているほか、職員と窓口業務の包括委託業者と十分な連携協力を行い、研修前の利用相談や学習プログラム相談（平成13年度2,100件、平成14年度からは3,000件を越す）、利用者のニーズに対する細やかな対応の徹底に努めた。また、平成13年度には、施設毎のわかりやすい案内書を作成・配布し、平成14年度には施設の種類・料金を記載したチラシ（15,000部）や女性教育情報センターの利用のしおり（日・英）を作成・配付している。さらに平成14年度には、ホームページをリニューアルし、その後も随時項目を追加するなどホームページを活用した事業・施設情報の提供及びデータベースの情報提供サービスの充実等を図った。この結果、会館利用者の満足度調査で平成13年度～平成15年度は80%台前半だったのに対し、平成16年度、平成17年度は90%台後半の満足度を得た。

女性教育情報センターについては、有職者の週末の利用を想定して7月～11月の金・土曜日に21時まで開館し、広報に努めるとともに利用者の動向を調査したが、夜間のみの利用者は平均45名、平成17年度は34名であったため、費用対効果の観点から、平成18年度から原則として延長は行わないこととした。

### **中期目標**

- (2) 利用者の視点に立った快適な研修環境の形成のための施設整備を進めるとし、特に、障害者、高齢者に配慮した施設とする。

### **中期計画**

- (4) 体の不自由な利用者に配慮した施設整備を推進するため、エレベーター、トイレ等の改修を進め、利用者へのサービスの向上を図る。

目標期間中、特に、障害者、高齢者にも配慮した施設となるよう以下の施設整備を実施した。

- ・ 宿泊B・C棟全室に温水洗浄トイレ及び宿泊A棟48室にバス・ユニットトイレ（温水洗浄）を設置し、共用トイレについても一部温水洗浄便器へ交換した。
- ・ 宿泊棟、研修棟の部屋に点字表示板を設置した。
- ・ 本館及び研修棟前に身障者用駐車スペースを設置した。（各2台分）
- ・ 構内各所の段差を解消し、車椅子での移動等に配慮した。
- ・ 最寄り駅から会館までの間に大型案内板を設置した。（4カ所）

### **中期目標**

(3) 会館の事業活動における援助等を行う会館ボランティアの活動の充実を図ることにより、利用者へのサービスの向上を図る。

### **中期計画**

(5) 主催事業及び受入事業における受付案内、施設案内、実技指導等ボランティアの活動の場を充実することにより、利用者へのサービスの向上を図る。

(6) 会館ボランティアの資質向上を図るための研修を毎年度4回実施する。

ボランティアの活動回数については、年々増加しているが、特に平成17年度は、新たな活動としてボランティアが主体となって実施した取組（「ひとり芝居」の開催等）を「サービス充実に関する自主活動」という活動分類で追加し、対前年度比57%の活動回数が増加するなど、ボランティア活動の充実を図った。

ボランティアの資質向上のために、毎年、年4回の会館内研修を実施した。このほか、平成17年度は会館外の研修として「人身取引問題に関する国際シンポジウム」への参加を研修として位置づけた。

## 6 広報活動の充実

### **中期目標**

(1) 女性教育に関するナショナルセンターとして、国民に広く会館の事業等を公表するため、広報資料の充実を図る。

### **中期計画**

(1) 事業実施成果に係る刊行物など広報関係資料の内容の充実を図る。

(2) 関係機関、民間企業等から広報面等において可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるものとする。

定期刊行物としてヌエックNewsとNWEC Newsletterを刊行しているが、ヌエックNewsでは、会館の事業予告や実施報告などの欄を設け、またNWEC Newsletterでは、外国の女性関連施設や行政組織が興味を持つ情報をよりの確に伝えられるよう会館の事業を国際的な視点で紹介するなど内容の充実や工夫を図り、広く国内外に向けて会館からの情報発信を行った。また、事業実施成果としての報告書等の刊行物を毎年作成し、会館の認知度を高める工夫をした。

民間のPR会社を活用し、主催事業の実施、刊行物の成果の普及を積極的に行い全国紙、地方紙、教育関係新聞等への掲載について協力を得ることができた。また、



地元自治体の広報誌に「会館だより」を定期的に掲載するなどの協力も新たに得られた。

#### **中期目標**

(2) 若い世代の男女共同参画意識を高めるとともに、女性教育指導者等の育成に資するため、若い年齢層を中心に新規利用者の利用促進を図る。

#### **中期計画**

(3) 若い年齢層等の利用者の新規開拓を図るため、学生向けの利用案内パンフレット等の作成や大学訪問など広報活動の充実を図る。

学生や若年齢層の利用を促進するため、平成13年度に広報ポスター、ビデオ、広報用カレンダーを作成した。また近隣の大学・高等学校は積極的にパンフレットを送付したほか、学校への訪問説明も実施した。平成14年度には、エコー葉書、手提げプラ袋を作成・配付した。平成15年度～平成16年度は、学術団体に対して資料を送付するなど学生等への周知に努めた。平成17年度は、新入生オリエンテーションやガイダンス、企業研修等の利用のチラシを作成・配付したことにより、新規の大学の利用や新規の団体による体育施設の利用が行われるなど新たな利用者層の確保に努めている。この他、毎年、全国生涯学習フェスティバルに参加し、広報ブースにおいて「男女共同参画クイズ」などを実施し、全国各地で若年層をはじめとする来場者への普及・啓発を図った。その結果、学校関係団体の利用が年々増加し、最終年度の平成17年度には、法人化前と比べのその割合は53%増加している。

## IV 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

### 1 自己収入の増加

#### **中期目標**

積極的に外部資金、施設使用料等、自己収入の増加に努める。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

外部資金については、内閣府や国際協力機構等から積極的な導入を図り、中期目標期間中に64,918千円導入することができた。自己収入については、利用者層の拡大等に努め、最終年度である平成17年度には法人化前と比べ48.6%の増収を図ることができた。また、各事業年度ごとに収支計画を作成し当該収支計画により適切な法人運営を図った。今後は、利用料金収入の増加を図るとともに、民

間企業等からの多様な資金の導入に努めることとしている。

・外部資金の導入状況 (単位：千円)

年度	法人化前	13	14	15	16	17
合計	—	14,523千円	10,852千円	14,291千円	5,795千円	19,457千円

## 2 固定的経費の節減

### 中期目標

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

利用者の増加により固定経費が増大する中、非常勤職員の配置や各種契約の見直し等により、固定経費について目標期間中に39,477千円の削減を図った。

・固定経費の削減 (単位：千円)

年度	法人化前	13	14	15	16	17	法人化後 合計
非常勤職員の削減	—	4,668	3,307	—	—	—	7,975
宿直業務の廃止	—	2,000	—	—	—	—	2,000
電気料金の廃止	—	621	4,510	245	22	204	5,602
電話料金	—	—	—	432	223	—	655
水道料金	—	—	1,550	389	—	1,139	3,078
新聞料金	—	—	145	121	113	—	379
運送費	—	—	952	1,517	—	—	2,469
各種保守料	—	—	—	—	—	1,317	1,317
電子計算機借料	—	—	—	4,000	12,002	—	16,002
計	—	7,289	10,464	6,704	12,360	2,660	39,477

※法人化前は、節減がみられなかった。

## V その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設・設備に関する事項

#### 中期目標

長期的な視野に立った計画的な施設整備を推進するとともに、施設・設備の維

持保全を行い、安全性の確保を図る。

**中期計画**

1 施設・設備に関する計画

2 人事に関する計画

(1) 方針

幅広い人材を確保するため、関係機関・団体等との計画的な人事交流を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

中期目標期間の施設整備計画に沿って着実に施設の維持保全を実施し、プール棟の改修工事や宿泊室内にバス・ユニットトイレを設置するなど利用者への利便性を図るとともに、車椅子対応の宿泊室や浴室などを整備することにより、高齢者や障害者にも配慮し安全性を高める施設整備を行った。

・施設整備費補助金の推移（金額及び内容）

13	14	15	16	17
65,230千円	58,707千円	58,707千円	25,244千円	35,248千円
・プール棟屋根及び外壁改修工事・その他防災工事	・宿泊施設改修工事C棟ユニットトイレ設置(24室)	・宿泊施設改修工事A棟バス・ユニット設置(21室)	・宿泊施設改修工事A棟バス・ユニット設置(9室)	・宿泊施設改修工事A棟バス・ユニット設置(18室)